

国有林野事業(検知業務)の請負者の皆様へ

素材の検知業務請負においては、素材の日本農林規格及び局長の定める方法により実施している中で、当該地域の労務費や諸経費等をベースに、適切な予定価格の算定を行ってきたところです。

この度、予定価格算定における検知業務請負の作業内容(5)の業務(低質材及び低評価一般材の層積検知(縦、横、高さを測る)を行い指定野帳に記載し、巻立表示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業)については、その作業内容からすると算定工期が低く実情にそぐわない工期になっていることから、見直しすることにしましたのでお知らせします。

適用の時期：平成29年4月以降から適用

今後においても作業内容・方法等の変更等がある場合には、工期の見直しを適宜行うなど、適切な価格設定となるよう対応して参ります。

これからも国有林野事業へのご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。